# 特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第六号に規定する事務の区分を定める省令 （平成十九年文部科学省・経済産業省令第一号）

周辺地域整備交付金（特別会計に関する法律施行令（以下「令」という。）第五十一条第一項第一号に規定する周辺地域整備交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する事務のうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電施設等（令第五十一条第一項第二号に規定する原子力発電施設等をいう。以下同じ。）に係るもの、令第五十一条第一項第三号、第八号、第十二号、第十四号、第十九号及び第二十号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付並びに同項第二十三号及び第二十四号に規定する拠出金の拠出に関する事務、同項第二号ハからホまでに掲げる交付金並びに同項第九号及び第十号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電施設等に係るもの、令第五十一条第四項第九号から第十一号まで並びに第六項第二号及び第八号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務並びに令第五十一条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務（令第五十二条第一項第八号イに掲げる事務を除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三条に規定する所管大臣をいう。）が行うものとする。

###### 一

次に掲げる事務

###### 二

次に掲げる事務

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

#### 第二条（電源開発促進対策特別会計法施行令第二条第一項第三号に規定する事務の区分を定める命令の廃止）

電源開発促進対策特別会計法施行令第二条第一項第三号に規定する事務の区分を定める命令（昭和五十年総理府・通商産業省令第三号）は、廃止する。

# 附　則（平成一九年一二月二五日文部科学省・経済産業省令第二号）

この省令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日文部科学省・経済産業省令第一号）

この省令は、特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二二年四月一日文部科学省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年四月一日文部科学省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年九月一四日文部科学省・経済産業省令第一号）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二九日文部科学省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年五月一六日文部科学省・経済産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年四月一日文部科学省・経済産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年一〇月一〇日文部科学省・経済産業省令第五号）

この省令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月三一日文部科学省・経済産業省令第二号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。